＼もっと知りたい！／

わたしのねんきん

望月FP 社会保険労務士事務所 所長
望月　厚子（もちづき　あつこ）
社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー（CFP）。個人および法人の相談業務、労働・社会保険に関するコンサルティング業務、新聞・雑誌等への執筆、各種セミナー講師を務める。日本年金機構の年金事務所にて年金相談業務に携わる。専門職後見人。

今回の知りたい！ Point

遺族年金が変わります
いつからどう変わる？ 知っておきたい改正のポイント

遺族年金は、国民年金や厚生年金保険に加入している人や加入していた人が亡くなった場合、亡くなった人によって生計を維持されていた一定の遺族に対して支給されるというものです。2025年6月に成立した年金制度改正法において、2028年4月から遺族年金が見直されることになりました。今回は、遺族年金の基本的な仕組みと改正のポイントをご説明しましょう。

遺族年金の基本的な仕組みと改正のポイント

遺族年金には、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」があります。遺族基礎年金は、18歳になった年度末まで、または20歳未満の障害の状態にある子供がいる場合に支給されます。遺族厚生年金は、厚生年金保険に加入中の会社員などが亡くなった際、配偶者や子供などに支給されるというものです。

今回の改正で遺族厚生年金の受給要件や受給期間などが見直されます。遺族厚生年金は、現在の仕組みでは、30歳未満の子供のいない妻が死別した場合、5年間の有期給付ですが、それ以外は、再婚（事実婚含む）または死亡するまで終身で支給されます（図参照）。一方、残されたのが夫の場合は、死別時に55歳未満だと遺族厚生年金の受給権が発生しません。また、55歳以上で死別した場合でも、遺族厚生年金の支給開始は60歳からになります。

改正では、この男女差を解消することとなりました。具体的には、①子供がいない60歳未満の方が死別した場合、遺族厚生年金は、男女ともに原則5年間の有期給付となります。ただし、障害状態にあるなど一定の配慮が必要な場合は5年目以降も給付が継続します。②18歳になった年度末まで、または20歳未満の障害の状態にある子供がいる場合、遺族基礎年金の受給終了後、さらに5年間は増額された有期給付＋継続給付の対象となります。③改正は、男性については、2028年4月から実施し、女性は20年かけて段階的に実施されることとなります。

●遺族厚生年金の見直し

出典：厚生労働省

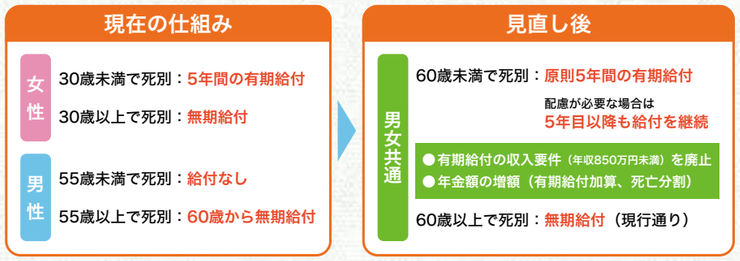

いずれも、子供のいない場合（※子供とは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の人をいいます）
子供がいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付＋継続給付となる。

【改正の影響のない人】

次の①～④のいずれかに該当する人は、改正の影響はありません。

①すでに遺族厚生年金を受給中の人
②60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する人
③18歳になった年度末まで、または20歳未満の障害の状態の子供を養育する間にある人
④2028年度に40歳以上になる女性

Wさん夫婦のケースを見てみましょう。

夫42歳、妻40歳です。遺族年金の改正でライフプランにどんな影響がありますか。

改正で遺族年金の制度が大きく変わると聞きました。自分に万一の事があった場合、妻は遺族年金がもらえなくなってしまうのでしょうか？ 現在、子供が小学生のため、妻は働いていません。自分に万一の事があった場合、収入が途絶えてしまうのではないかと心配しています。

●Wさん（42歳、会社員、厚生年金保険に20年加入）。妻は40歳（専業主婦）。長男は10歳（小学生）

STEP 1 改正の影響はなし

結論から言うと、奥さまは40歳ですので、現在の遺族年金の仕組みが適用されるため、改正の影響はありません。まず、在職中にWさんが亡くなった場合、奥さまには、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」が支給されます。遺族基礎年金は、長男が18歳になった年度末まで支給され、年金額は、基本額（831,700円）に、子供の数による加算額（子供1人目・2人目は1人につき239,300円、3人目以降は1人につき各79,800円）となります。次に、遺族厚生年金は、Wさんの老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3に相当する金額になります。報酬比例部分の計算において、厚生年金保険の被保険者期間が300月（25年）未満の場合は、300月加入したと見なして年金額が計算されます。

STEP 2 遺族年金の額はいくら？

⑴遺族基礎年金の額＝基本額831,700円＋子の加算額239,300円＝1,071,000円…①です。
⑵遺族厚生年金の額＝500,000円…②（年金事務所で試算済み）です。
したがって、⑶遺族年金の額は、①＋②＝1,571,000円（年額）になります。
なお、長男が18歳になった年度末を迎えた時点で、①の遺族基礎年金の支給は打ち切られますが、その代わり、③中高齢寡婦加算といい、奥さまが65歳で自身の老齢年金が支給されるまでの間、年額 623,800円が②の遺族厚生年金の額に加算されます（右図参照）。

●Wさんの遺族年金と奥さまの老齢年金のイメージ図

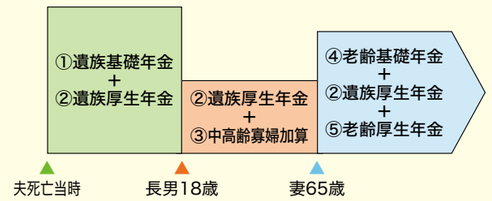

奥さまが65歳になると、自身の④老齢基礎年金の支給と、⑤老齢厚生年金が支給されます。老齢厚生年金の額については、夫の遺族厚生年金の額を下回るときは、遺族厚生年金と老齢厚生年金の額との差額が遺族厚生年金として支給されることになります。

※年金額は2025年度価額。

ポイントチェック

万一に備えて生命保険に加入しているご家庭も多いと思います。生命保険は、一度加入したら、安心というものではありません。生命保険は必要な時期に必要な額を加入することがポイントです。子育て中、子供独立後などライフプランに合わせて生命保険の見直しをしてみましょう。改正により、遺族年金の仕組みが変わりますので、これを機会に加入中の生命保険の点検やライフプランに応じて適宜見直しをされるとよいでしょう。